

認定証番号
2491294 (3)



安全性優良事業所認定証

事業所名：株式会社村山興業
本社

住 所：新潟県十日町市北新田132

上記事業所は、2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業において、貨物自動車運送事業法に規定する輸送の安全確保等に関する下記事項について評価した結果「安全性優良事業所」として認定したことを証します。

評価事項 I. 安全性に対する法令の遵守状況
II. 事故や違反の状況
III. 安全性に対する取組の積極性

有効期間 2025年1月1日～2028年12月31日
(4年間)

2024年12月16日

国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂本 克己



貨物自動車運送事業安全性評価事業評価結果通知書（認定通知）

令和6年12月16日

948-0041

認定証番号:2491294 (3)

新潟県十日町市北新田132

株式会社村山興業 本社

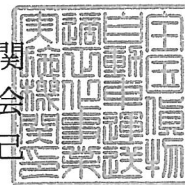
代表者 様



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



貴事業所からの2024年度貨物自動車運送事業安全性評価申請について、貨物自動車運送事業安全性評価規程第5条第1項及び第8条の2第5項の規定に基づき評価を決定しましたので、評価結果を下記のとおり通知します。

なお、貴事業所を同規程第6条第1項及び第8条の2第10項の規定に基づき、安全性優良事業所として認定しましたので、同規程第7条及び第8条の2第12項の規定に基づき合わせて通知します。

記

【評価結果】更新申請C方式

評価項目(配点)	点数	認定基準点数
I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点40点)	32点	32点以上
II. 事故や違反の状況 (配点40点)	40点	21点以上
III. 安全性に対する取組の積極性 (配点20点)	19点	12点以上
合計	91点	80点以上

(注)

- 1: 認定事業所については、安全性優良事業所認定証を授与するとともに、安全性優良事業所を表示するマーク及びステッカーの使用を許可します。
- 2: 認定の有効期間は、2025年1月1日から2028年12月31日までの4年間とします。
- 3: 本評価結果通知書（認定通知）に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
（公社）全日本トラック協会 適正化事業部
TEL: 03-3354-1067 FAX: 03-3354-1019

各評価項目毎の評価点数は裏面を参照

評価点数一覧表

事業所名	株式会社村山興業 本社		
------	-------------	--	--

I. 安全性に対する法令の遵守状況

中項目	小項目	配点	点数
1. 事業計画等	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1	
2. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1	
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1	
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1	
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	1	
	(2) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1	
	(3) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1	
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3	
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3	
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3	
	(7) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	1	
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1	
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3	
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2	
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2	
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	1	
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1	
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1	
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3	
5. 労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1	
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1	
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	1	
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3	
6. 運輸安全マネジメント	運輸安全マネジメントの実施は適正か。	2	
小計		40	32

※注意：申請の際に本項目について「評価を希望しない」と選択した場合の点数は、**前回数(2020年度)の合計点のみ**を記載します。ただし、前回認定後に巡回指導を受けた場合は、評価の希望の有無に関わらず直近の巡回指導結果に基づく点数が得点となります。

II. 事故や違反の状況

中項目	小項目	配点	点数
1. 事故の実績	2024年11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故がないか。	20	20
2. 違反(行政処分)の実績	2024年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20	20
小計		40	40

III. 安全性に対する取組の積極性

自認項目	配点	点数	
グループ1 運転者等の指導・教育 ((1)~(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点)			
(1) 自社内独自の運転者研修等の実施(50%未満は1点)	3 (1)	3	
(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣(選任運転者等以外は1点)	3 (1)	3	
(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施	3	3	
(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3	*	
グループ2 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施 ((1)~(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)			
(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2	2	
(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2	*	
(3) 荷主企業、協力会社等との安全対策会議の定期的な実施	2	2	
グループ3 法定基準を上回る対策の実施 ((1)~(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)			
(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断(一般診断)の実施	2	2	
(2) 効果の高い健康起因事故防止対策(健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS)の実施	2	*	
(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着(ドライブレコーダー、バックカメラは1点)	2 (1)	2	
(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2	*	
グループ4 その他 ((1)~(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点)			
(1) 健康起因事故防止に向けた取組(健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外)	1	1	
(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1	1	
(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受賞(上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離)	1	*	
(4) 過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1	*	
(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1	*	
(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1	*	
小計		20	19

※注意：申請の際に取り組み無しとした項目は、「*」印で表示しています。